

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。）」を加え、別表第1 租税特別措置法第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅新築認定申請に対する審査の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---|
| <p>神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定に基づく屋外広告物設置等の許可の申請に対する審査</p> | <p>(1) 貼り紙 50枚（枚数が、50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。）につき 500円</p> <p>(2) 貼り札 1枚につき 300円</p> <p>(3) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの</p> <p>ア 照明装置のないもの 1張につき 1,500円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）</p> <p>イ 照明装置のあるもの 1張につき 2,400円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）</p> <p>(4) 電柱又は街灯柱を利用するもの 1枚につき 300円</p> <p>(5) 電車、自動車等の外面を利用するもの 1台につき 800円</p> <p>(6) 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板</p> <p>ア 照明装置のないもの 1基につき 1,500円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額）</p> |
|--|---|

イ 照明装置のあるもの 1基につき 2,400円
(広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)

(7) アーチ

ア 照明装置のないもの 1基につき 6,000円

イ 照明装置のあるもの 1基につき 9,000円

(8) アドバルーン

ア 照明装置のないもの 1個につき 1,000円

イ 照明装置のあるもの 1個につき 1,500円

(9) 立看板 1基につき 300円

(10) のぼり旗 1本につき 300円

(11) 広告幕

ア 表示面が固定されていないもの 1張につき 300円

イ 表示面が固定されているもの

(ア) 照明装置のないもの 1張につき 1,500円
(広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)

(イ) 照明装置のあるもの 1張につき 2,400円
(広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)

(12) 標識柱を利用するもの 1枚につき 300円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎